

固定資産税評価額等証明書の交付誤りについて

下記のとおり固定資産税評価額等証明書の交付誤りがありましたので、ご報告します。
この度は、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1 内容

令和5年5月22日、A氏の代理人であるB氏が守山区役所税務窓口に来庁され、A氏に係る固定資産税評価額等証明書を申請したが、本来必要であった固定資産の証明書ではなく、A氏が所有している別の固定資産の証明書を誤って交付してしまいました。

同日、B氏からの電話により、誤交付が発覚しました。

2 漏洩した情報

固定資産税評価額等証明書に記載された固定資産の価格、課税標準額及び税相当額（マイナンバーは記載されていない。）

3 原因

A氏からB氏への委任状には、本来必要であった固定資産の固定資産税評価額等証明書の取得を委任する旨の記載があったが、申請書にはA氏が所有している別の固定資産が記載されており、申請書に記載された固定資産と、委任状に記載された固定資産とが一致することを十分確認せず、証明書を作成してしまいました。

また、証明書を交付する際の申請書や委任状との内容点検も不十分でした。

4 その後の対応

B氏へ謝罪し、誤って交付した証明書を回収するとともに、正しい証明書を交付しました。

また、速やかにA氏に連絡して状況の説明と謝罪をし、ご了解をいただきました。

5 再発防止策

今回の事態を重く受け止め、今後、このようなことが発生しないよう、改めて個人情報の重要性を職員に周知します。

また、代理人から証明書の申請があった場合には、委任事項を慎重に確認した上で証明書を作成し、交付時には別の職員が点検するなど、内容確認を徹底します。

財政局栄市税事務所管理課
電話番号：052-959-3300